

令和5年2月3日（金） 場所 委員会室

○出席委員

委員長	遠藤 直弘	委員	藤江 竜三
副委員長	重松 朋宏	〃	稗田美菜子
委員	高原 幸雄	〃	上村 和子
〃	小口 俊明		

○出席説明員

市長	永見 理夫	法務担当課長	妹尾 祥
副市長	竹内 光博	（併）教育部主幹	
行政管理部長	藤崎 秀明	選挙管理委員会事務局長	玉江 幸裕

○議会事務局職員

議会事務局長	内藤 哲也
議会事務局次長	古沢 一憲
（併）行政管理部主幹	

○会議に付した事件等

1. 議 題

- (1) 令和4年 国立市選挙管理委員会の不適切な開票事務の徹底説明・再発防止を求める
陳情第28号 陳情（継続審査分）

審 査 結 果 一 覧 表

番 号	件 名	審 査 結 果
令和4年 陳情第28号	国立市選挙管理委員会の不適切な開票事務の徹底説明・ 再発防止を求める陳情（継続審査分）	5 . 2 . 3 継 続 審 査

○【遠藤直弘委員長】 おはようございます。定足数に達しておりますので、ただいまから総務文教委員会を開きます。

それでは、議題に入ります。



議題(1) 令和4年陳情第28号 国立市選挙管理委員会の不適切な開票事務の徹底説明・再発防止を求める陳情（継続審査分）

○【遠藤直弘委員長】 令和4年陳情第28号国立市選挙管理委員会の不適切な開票事務の徹底説明・再発防止を求める陳情（継続審査分）を議題と致します。

第4回定例会終了以降の本陳情に関する経過を当局より御報告願います。選挙管理委員会事務局長。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 それでは、陳情事項に関する定例会以降のことについて御説明いたします。

まず、このような投開票事務に至った経過ですが、選挙管理委員会にあります資料を基に調べた状況の中では、封入について、封をすることについては記載があったところとなかったところがちょっとごちゃ混ぜになっていたところであります。ただし、事務担当者に聞いたところ、封をするという意識はあったということで聞いております。封印についてですが、過去の投票事務要領を確認したところ、平成23年の事務要領には押印の記載があり、その当時は行われていたと推測されていますが、その後、記載がなくなり、現在に至っていました。過去のことで、どのような理由で削除したかについては、まだ調査ができていない状況でございます。

次に、開錠する鍵の管理ですが、規則上、横の鍵と上部の鍵を分けて封筒に入れて封印することになっていますが、23年当時も、それ以前についても1つの封筒に入れているという状況になっていたと思われます。また、開票立会人についてですが、開票所に到達した箱の鍵についての確認を得ないまま、封筒から出し、開票準備になっていたのは、参議院選挙のときになっております。それと、鍵の状況が正式に確認されないまま開票作業となっていました。以上が今までの状況になります。

次に、今後についてですが、現在、4月23日執行の国立市議会議員選挙に向けて投票箱の取扱いについて、公職選挙法、国立市選挙執行規程に基づき、投票箱の取扱い及び鍵の管理も含めて検討し、準備を進めている状況でございます。

具体的には、投票箱は投票が始まる前に何も入っていないことの確認を投票に来た最初の有権者に行っていただきます。その後、投票箱の横の鍵をかけますので、その後、直ちに横の鍵を封筒に入れて封入・封緘を行い、保管することとします。投票が終了した時点で、上部の投票用紙の投入口の南京錠を施錠し、鍵を封筒に入れて、管理者、立会人の署名及びのりによる封緘の後、併せて封印を行うと。その後、タクシーにて投票管理者、立会人、警察官にて開票所に向かう。鍵は管理者と立会人、おのおので持っていく。開票所に到着した投票管理者及び投票立会人の立会いの上、開票管理者が確認を行い、受領する。受領した投票箱及び封筒に入った鍵は開剥台に置き、開票まで職員が監視するということになります。全投票箱がそろったら、開票立会人に投票箱の状況及び鍵の入った封筒の封印状況など異状がないか確認してもらい、開票5分前になったときに鍵を封筒から出し、管理者の合図により開錠し、開票作業を始めるというような状況で鍵の管理をしていくことで今準備を進めているところでございます。以上でございます。

○【遠藤直弘委員長】 報告が終わりました。当局に対して質疑を承ります。藤江委員。

○【藤江竜三委員】 今後に向けて行っていくところまで、ありがとうございました。それで、期日前投票については、あまり具体的なところがなかったのかなと思うんですけど、期日前投票でも鍵の管理とか結構重要になってくると思うんです。その辺りの対応とか対策とか考えているのかということを確認させてください。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 期日前投票について、同じように投票箱に何もいないことの確認後、横の鍵を施錠後、鍵は封筒に入れ、投票管理者及び当日の立会人の下、封入し封印を行い、その鍵は事務局内の鍵のかかるキャビネットなどで開票日まで保管すると。投票口の鍵については、毎日、投票終了後、鍵を封筒に入れて封緘・封印を行い、管理者、立会人の下、地下の書庫に保管する。次の朝は管理者立会いにより書庫から出して、所定の位置に設置後、封筒から鍵を出し開錠を行い、投票を始めるという流れになります。市役所以外の期日前投票所についても同様であり、初日が終了した後、同じように封入・封緘を行い、移動を行うということで進めていくということで今準備を進めておるところです。以上でございます。

○【藤江竜三委員】 これらの経過だったり、改善策だったりというところは、既に選挙管理委員会でも文書なりで確認されているのか、それとも今後行っていく予定なのかということを確認させてください。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 これについては、今後、今、投票事務要領、開票事務要領も含めて作成している状況でありますので、それができ次第、選挙管理委員会にはお示しをして報告をさせていただいて、このような形でやるということを行っていきたいと思っております。以上です。

○【上村和子委員】 ちょっと幾つか伺いたいと思うんですけども、本陳情が出されたことによって、私も初めてどのように投票箱を取り扱わなきゃいけないのか、選管ではどうしなければいけないのか、1票の重みをどのように事務処理で行っているのかという点でのオンブズマン的な陳情を頂きまして、正直初めて勉強したと。そういう意味では、長い間議員をしていたのに、こういうことに気づけなかった自分に反省しております。そういうことで人ごとではなく、自分の反省も踏まえて、本陳情の後、陳情者が本当に丁寧に追跡されて、御自分のブログ等にきっちり記録を残していただいたので、本日はそこにに基づきながら、私の曖昧なところを確認していきたいと思います。

まず、本件について、陳情の中身に関して言えば、大きな2つのことを考えなくてはいけない。1点目は、本件のような不適切な選挙管理の事務がなぜ行われていたのかという検証、この検証がちゃんとされなければいけない。この検証を陳情者は、選挙管理委員会そのものが当事者でもあるのだから、当事者が自浄作用を持つとは言い切れないから、当事者以外の第三者がちゃんとこの件を検証していかなければいけないという指摘があったかと思います。さらに、その検証結果を踏まえて、これはどういう問題に当たるのかという責任の所在を明らかにして、そこで罰則とか何か注意とか必要であれば、それは市長の責任においてやるべきではないか、議会の責任において調査すべきではないかというような話があったと思います。それと、それらを踏まえて、今後どうしていくかという、この大きな2点があると私は思っているわけです。

私自身は、甘いと言われるかもしれないけれども、恐らくこれぐらいびしっとした陳情と中身が出されたのですから、今後については、それなりに対処されるだろうと思います。問題は残りの半分の検証が本当にちゃんと行われたかということのほうが実は重要ではないかと思っているわけです。今、選挙管理委員会事務局長からありました、この間の聞き取り調査というものについては、選管の中では誰がどのように行ったのでしょうか、まず1点確認します。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 これについては、事務局のほうで過去の資料を調べ、あと聞き取りはそれぞれの主任にうちの事務局が確認をして調べた結果でございます。以上です。

○【上村和子委員】 事務局のほうで内部で調査をしてまとめたということですが、今日報告を受けたことについては、選挙管理委員会という、この選挙事務、投票箱の管理とか、そういったものの責任者は一体誰になるのでしょうか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 責任者としては、投票所であれば投票管理者で、開票所であれば開票管理者または選挙長ということになってくるということでございます。あとは全体的なものについては、選挙管理委員会の下でということにはなってくるというふうに。

○【上村和子委員】 あくまで選挙というものは選挙管理委員会が責任を持つべき仕事であるということは、組織的には明らかだろうと思います。では、その選挙管理委員長の選挙における役割というのは——選挙管理委員長ですよ——トップの選挙管理委員長の役割は何でしょうか、国立市においては。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 選挙の確実な執行の管理というか、監視というか、そういうものを含めて、あとはそれぞれのいろいろ意思決定をしていく機関だと考えております。選挙執行規程を含めて……（「役割」と呼ぶ者あり）

○【上村和子委員】 選挙管理責任者とか、そういう役割のことを聞いているんですけれども。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 役割としては、選挙管理委員会の委員長が開票管理者となっています。

○【上村和子委員】 選挙管理委員会の委員長が開票責任者であると。開票責任者の主たる責務の中に、まさしく今回おっしゃった封入してあるかとか、鍵がどういうふうに管理されているかとか、押印とか、封入・封印の在り方とか、そういったものをちゃんと見て、それがちゃんとできているかどうかということを確認する責任は、開票責任者の選挙管理委員長にはないのですか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 これについては開票管理者が投票箱を投票所から持ってきたときに、受けたときに鍵の状況、封印の状況を含めて管理するということに規則上なっておりますので、その責任ということであれば、開票管理者ということになってくると。

○【上村和子委員】 実は、私は場合によっては、本陳情審査のときに責任者である選挙管理委員長かつ開票の立会の責任者である委員長のほうに出席していただいて、ちゃんとこの件について、なぜこういう現状の問題に気づかなかったのかとか、気づいた後どうしたかということについてお聞きしたいところです。つまり、本件についての直接の責任を負うべき人は選挙管理委員長であるという認識でよろしいでしょうか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 事務局も含めると、委員会を持っていることも含めて、やはり責任というものはあるのではないかなとは考えています。

○【上村和子委員】 責任というのは取るだけではなくて、責任を負っているわけですから、本件に対して真摯に取り組んで、私も同じであります、気づかないとか、指摘されて初めて気づくことはあります。私はあると思う。指摘された後、責任者がどのように動いたのかということが一番重要ではないかと思います。

ちょっとお伺いしますが、本件の陳情以降、選挙管理委員会の委員長は本件を解決するためにどのような方針を、どのように選挙管理委員会の中で議論して方針を立てて、そしてそれに向けて事務局にこういうふうにするようにというような指示を出したりとかしたのでしょうか。具体的に、本件の

陳情以降、選挙管理委員会がいつ開かれて、その中で本件はどのように扱われたのかをお伺いいたします。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 陳情以降、選挙管理委員会は1月15日に開催しております。その中では陳情事項に対して報告を行ったのみで、それ以上のものは委員会の中ではございません。以上です。

○【上村和子委員】 それがちょっと、報告を行った。審議事項ではなくて報告事項であったということですか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 陳情の報告をさせていただいたところでございます。

○【上村和子委員】 私はすごくそこが解せないのですが、陳情が出されて、陳情を受けて、何が問題でどうすべきかということや少なくとも議論しなければいけないのは選挙管理委員会に、事務局というより選挙管理委員会にあると思うんですよね。簡単に言いますと、議会の問題が起きたときに、議会事務局の事務問題かもしれないけど、事務局だけで処理をして議会に諮らないとか、議会で議論しないということは考えられないんですよね。だからこのような重大な陳情が出されて、議会が継続したということは、自浄作用がどこまで利くのかということに期待している部分があるんですけども、それがなぜ唯一開かれた選挙管理委員会で本件が報告事項のみで終わって議案にならなかったのか。審議事項、協議事項にならなかったのか。これは本当にこの問題を軽く見ているんじゃないかなという気が致します。そこで、何で協議事項にならなかったんですか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 これにつきましては、まず1つは継続審査になっていることと、今後、2月にもう一回開くこともあるので、そのときにはもう少し深くこのことについて話をさせていただきたいと思っているんですけど、それについても、今、検討段階ということになっておりますので。以上です。

○【上村和子委員】 報告事項という形で、事務局がこういう陳情が出されています。その陳情を受けて、こうこう、こうしていこうと思っていますと言って報告した。そこに対して、選挙管理委員はほかにも何人かいると思うんですけども、質問は出ませんでしたか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 今回は陳情の報告だったので、そのときにこの件について質問はございませんでした。

○【上村和子委員】 正直このこと1つ取っても、陳情軽視ということは議会軽視につながりますので、やっぱり所掌している担当の選挙管理委員会がこの件を、それこそ片側というか、大きな当事者性を持つので、しかも不適切な事務処理と言われているんですよね。そこについて真摯に自分たちで調査をしたり、解決の手順を示したり、事務局に任せないで、選挙管理委員会のちゃんとした議論をしていただかないと困るし、その足跡を議事録に残してもらわないと困るんですけども、どうしてそのような報告で終わったのでしょうか。それは事務局判断ですか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 今回については、事務局のほうで報告だけさせていただいたということでございます。

○【上村和子委員】 それはなぜですか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 今、今後の選挙について準備を進めている段階で、それが確定した中で、もう少し詳しく報告及び審議させていただきたいと考えていたので、今回は報告のみとさせていただきます。

○【上村和子委員】 選挙管理委員長は、それでいいということだったんですか。選挙管理委員長が

最高責任者だから、自らがまずはリーダーシップを発揮して、本件をちゃんと民主的に解決していかなければいけないという立場にあると思うんですけども、委員長の見解というのは、事務局と同じですか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 一応、今回は報告させていただきますということで了解は頂いております。

○【上村和子委員】 私はすごく問題が、この件だけでもあると思うけど、これはほかの委員に質疑を続けてもらい、私は、報告だけで終わったというだけで自浄能力ってあるのかなという気が、問題が起きたときには、検証がどれだけできるかということにあると思うんです。失敗はありますから、国立市だって生活保護費の問題なんか大きく新聞に出されました。そこから先、じゃあこの失敗をどうやって検証していくかというのは、本当に当局と当事者とスーパーバイズも入れて、委員会もつけて、適正委員会もつくってやりました。不適切な事務処理と言われたからには、そのような対応をするのは当然のことであります。

ちょっとお伺いしますが、選挙管理委員会事務局長、陳情者はこのようなチラシを作られて地域でたくさん知らせていらっしゃる。それだけではなくて、ブログの中でも本当に細かな情報を出されているんですけども、このチラシの中には選挙無効レベルに匹敵すると、国立市の不適切な選挙事務と、軽んじられている国立市民の票だというふうな形で幾つか根拠を書かれています。そのようなものであると陳情の中でおっしゃっていますし、そのような、まさしく選挙が目前に来ている中で、この不適切と言われたものに対しては適切に直さなきゃいけない。それは事後、今度の4月の選挙でやればいいという話ではないということは百も分かっておられると思うんですけども、事の重大さというものの認識が選管の中にはないのではないかと私は思うんです。

不適切な事務処理をしていたわけでしょう。この事実認定について、まずお伺いします。ここに書かれている選挙無効レベルというのは、この陳情者の解釈であるということで、私は、ここはある程度、陳情者はそう思っておられる。しかし、私はこここのところで、国立市の不適切な選挙事務であったという、この不適切な選挙事務であったということは、これはどんなに言おうとそうだったんだろうと思うんですけども、その不適切な選挙事務が長年行われていたという今日報告でしたけれども、それはそういう認識でいいですか。選管もそういう認識であるということで。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 これについては、もちろんそういう認識でございます。

○【上村和子委員】 不適切な選挙事務をやっていたという認識であるならば、私は、今、選管の事務局長がずっとここで私たちの対応をしていますけれども、本来的には矢面に立たなきゃいけないのは選管の委員長であって、議会からも出されていましたが、選管委員だと思うんです。選挙管理委員会が問われている。選挙管理委員会がむしろ主体となって、選管の事務はどうだったのかと事務局にいろいろ宿題を出したりとかするなら分かるんです。本来、この件の責任の取り手は選挙管理委員会、事務局ではなくて、そこが主導していかないといけない案件なんじゃないですか。これ事務局長に聞くのが組織的に難しいのであれば、市長に伺いましょうかね、組織的にどうですか。組織的に本件というのは、事務局が主導して、選挙管理委員会に報告で済ませる案件という処理の仕方もあるんですか。

○【永見市長】 市長の権限であれば、全ての責任は長の責任の下に行われるということが原則ですので、これは庁議とか合議機関はあります、意思決定機関はありますが、全ての権限は市長に集中します。教育委員会は教育委員会です。選挙管理委員会は委員会です。という形になっておりますので、

長の場合でいえば、私が全ての責任を負って問題の解決、あるいは原因究明に当たるということになります。市の機関としての選挙管理委員会、教育委員会、監査委員等々ございます。これは合議体としての委員会と独任制の監査委員と2つの種類、これは固定資産評価審査委員会もそうですが、2つに分かれますが、それぞれが長と同様の懲戒権等を持ち得ますし、例えば選挙なら選挙執行の責任を負いますので、この責任は委員会、長ではなくて、委員長ではなく委員会そのものが、代表して委員長がおりますけれども、委員会そのものがこの案件の処理の責任を負っていく主体だと考えます。

○【上村和子委員】 全くそうだと思います。全くそう思う。議会だってそうですもの。議会の中でいろいろな問題が起きたときに、たとえ議会事務局で事が起きたにしても、その責任は議会が負うんです、議長と議員たちが。だから、そこに対して議会として何をしていくかって決めていくわけです。

あくまで今お座りになっている選管事務局長というのは事務局長で、選挙管理委員会の補佐をする事務の長だから、だから、そこに何か問題があると思ったら、選挙管理委員長が委員会としてしっかり主体性を持って調査をしなければいけない。だから、そういうものが今、果たされていないということは、私は大問題だと指摘しておきます。

本件の責任を誰が取るべきなのかというところの、1つの大きな責任を取るべきところは選挙管理委員会だろうと、たとえ過去からであれ何であるにしろ、今、問題化されたら、今の選管がちゃんとやらなければいけない、検証しなければいけないというものであろうと。それにあってもまだまだ内側の問題なわけです。

私は、この陳情者がすごく丁寧にいろいろな、26市を比べていただいたり、全部26市聞いて、聞いたから、それが全てとは言わないけれども、調べられて、国立市ほどひどいところはなかったと書かれています。残念ですが、事実なんだろうと思いました。押印の記載がないというのは平成23年であると言うんですけれども、今日の説明の中でちょっと確認したいんですけど、さっき説明の中で押印というのは封入して、ちゃんととりづけて止めて、それでちゃんと止めましたよというところで押す押印のことなんですか。その記載がなかったということですか、平成23年。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 そのとおりでございます。

○【上村和子委員】 つまり、平成23年から押印の記載がないとおっしゃって、ずっとなっていたんだけど、陳情書を読んでみると、陳情書の中に、陳情者がその場で担当者に聞いたら、封入して押印するんですと答えたという記載があったと思うんです。これ陳情書の中にありますよね。趣旨説明の中にあると思うんです。どこかに書いてありますよね。陳情書の2ページの中で、「現場を指揮していた選管職員Aは、私が違反事項を指摘する前から、鍵の管理に関しては理解していた。鍵の扱いについて尋ねると『投票所で立会人立会のもと封をして、ハンコを押して、投票箱と一緒に持ってきて開票所で受け取る』と説明した」という一文があるんです。そうすると、この職員さんは判こを押してと言っているんだけど、この場合の判こは、平成23年から押印の記載がないので押印はしていないという今回経過説明があるんですけれども、このところの押印と、この職員さんが言った判こを押してというのは違う判こなんですか。ちょっと分からないから確認。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 当日の開票作業の中の話なので、本人自体は印を押しているというのは、その封筒の印のことに、言った言わないということになってくると言ったのかもしれないですし、あれかもしれないですけど、ただ、印としてそういうふうに書かれているのであれば、それは当然封筒の中の印ということになると思います。同じことです。

○【上村和子委員】 すみません、私は陳情者ほどちゃんとしていないので、陳情者がここに座って

いたら、もっと責めるんでしょうけど、ここの矛盾点ですか、押印の記載がないという、過去にそういうものがなくなったと言うんだけど、でも、判こを押している人もいれば、判こを押していない人もいるし、職員は判こを押してやるものだと思っていたみたいなの、そこの一貫性のなさですか。これはヒアリングのところの段階でも、今日お聞きしましたけれども、判こ1つ取っても、まだよく分からないなという感じがします。これは1つです。

もう1つ、市長は、選挙管理委員会の事務の内容とか、そういったものに対しては言及できない立場にあるということは、とてもよく分かります。法的にもそうなっていると。しかし、このような不適切な事務が生じてしまっていたということが分かってから、市長として、この選挙事務とか、選管の職員さんは市長の職員さんでもあるんですけども、例えば市長なりに何か調査をしたとか、何かを調べたとかいう事実はあるのでしょうか。それとも全くないのでしょうか。市長自身も何か相談してみたとか、聞いてみたとか、市長のこの間の動きについてあるかないかということでお伺いします。

○【永見市長】 基本的には、今、委員がおっしゃったように、私自身が選管の事務そのものに、自治法の立てつけ上、関与できないということは明確だと思っております。これは従前のときも御答弁申し上げたとおりです。ただ一方で、このことが国立市の選挙事務総体に与える信用失墜であるとか、あるいは国立市の信用失墜につながるものであるという危惧の念は持っておりますし、選挙そのものが、不正があったと私は全く考えておりませんけれども、信用性を毀損する可能性があったということについては重く受け止めなければいけないというふうに長としては考えております。ただ、現時点で時を見て、選管事務局長から今どういう状況になっているかという報告は聞いておりますけれども、私から指示をしたというようなことはございません。

○【上村和子委員】 私も総務省のほうにもちょっと聞いて、首長権限というのがどこまで発揮できるのかというところで、調査権がどこまで及ぶのかとかいうのをお聞きしております。私自身が本日この件で言及できないのは、私が確認した総務省の職員さんは、確かに選挙管理の事務に対しては、内容については、長は言及できないと。できるのは予算措置とか人事に関して、身分について、この中では市長の権限の中にあると言っています。ですから一步突っ込んで、身分とか人事とか、そこに関わるような問題が起きたときに、長は調査権が本当にないと言い切れるのか、長としてやれることは何かあるのではないかという可能性は、私はもっと研究されていいんじゃないかなと思うんですけども、これは私の要望に止めておきます。

最後に、陳情者がずっと調べていく中で、幾つかの自治体が選挙管理の不適切な事務に関して、第三者委員会を立ち上げています。私は、これが一番いいのではないかと思います。なぜなら、この選挙管理委員会の不適切な事務処理というものについて、自分たちで検証するのも大事ですけども、自分たちでは検証できないというところで第三者に任ずという形で、第三者による本件に関わる検討委員会、不適切な事務処理に関わる検討委員会というものを選管で立ち上げて急ぎやらなければいけないので、今後についてはもっともっと厳密にやる。一方で、本件の検証についてどうだったかというのをちゃんと第三者委員会で検討してもらったほうが、審議してもらったほうがいいと思うのですが、これは検討されていますか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 第三者委員会という形のものとか、そういうものについては検討しておりません。また、委員会のほうでもそういう話は出ておりませんので。ということと、あと手続上どのような形でそのようなものが立ち上げられるかということも含めて、ちょっと確認しないといけない部分もありますので。

○【妹尾法務担当課長】 この点について、法務担当の立場から補足させていただきます。地方自治法第138条の4第3項は、「普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる」と定めております。そのため第三者機関を置くということであれば、条例の根拠が必要になるかと思われます。以上です。

○【上村和子委員】 もう少し具体的に教えてください。現状でいろいろな自治体で選挙事務に関しての不適切な処理に関しての第三者委員会が立ち上がっていますよね。確かに条例に基づきとか書いてあるんですけども、その場合の条例というのは何を指すんですか。第三者委員会に特化する条例をつくらなければいけないということですか。根拠となる条例というのは具体的に何を指しているんですか。

○【妹尾法務担当課長】 附属機関の設置についての条例ですので個別、今御指摘のあったような第三者委員会を設置する条例が必要になるかと思われます。

○【上村和子委員】 では、早急に例えばそれを、陳情者がまとめた解決策の1つから私は今取ったんですけども、これは、本当に具体的な選挙が目の前に来たときに、これまでの検証についてはちゃんと第三者委員会に委ねて、投票の管理について意見を求めるほうがいいと私は思っています。それで、それをするためには条例が必要ということは、もう3月議会に条例を出さないと第三者委員会ができないという取扱いになると思うのですけれども、これでいいですか、法務担当の方。

○【妹尾法務担当課長】 もう一点、やり方があるとすれば、外部の者を招かずに職員でそういった調査を行うという方法が1点あるかと思われます。もう一点が地方自治法100条の2が、「普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができる」旨定めておりますので、こういった専門的事項に係る調査を議会の議決によって行わせるということがあり得るかと思われます。

○【上村和子委員】 議会のほうでもできると。それから内部でも、外部じゃなくて職員でもできるということですけども、私はぜひ、まずは選管のほうから、ちゃんと自分たちの事務の問題でこういう不適切な事務であると自分たちも認めるならば、自分たちがまず、地方自治法の138条の4ですか、第三者委員会を立ち上げる条例案を3月議会に出すとか、そういう形でこの件の検証について、それがあってのこれからになりますので、そういった検討を私はぜひしていただきたいということを強く求めますが、選管事務局長、いかがですか。それは自分からは言い出せないものなんですか。選管事務局として言い出せない。何か立場的には選挙管理委員が言わないと、とても自分の事務局からこういう提案はできないものなんですか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 このような意見があったことは言えますけど、こちらから立ち上げるということを言うのはなかなか難しいというか、委員さんたちの意見調整なんかも含めて、なかなか私どもから立ち上げるのは難しいかなと考えております。以上です。

○【上村和子委員】 市長に戻します。最後の質疑です。私はこれしかないと思っています。これぐらいやらなければ、4月の選挙に関しての疑問は残っていくだろうと私も思います。例えば3月議会に選管がもしかして、できないかもしれないけど、条例案が出てきて、議会がいいですよと通ったにしましょう。そうしたら当然お金が、それに関する予算が必要で、恐らく当初予算には入っていません。が、そうなったときには、もしも条例が通れば、同時に追加で、新たな1号補正になるのかどうか分かりませんが、必要な予算というのは、条例が通れば予算は出るというような流れでいくんだろ

うと私は思います。私の解釈でいいですか。

○【永見市長】 実は条例の提案権は市長に専属しますので、選挙管理委員会が条例を提案することはできません。ですから、機関決定として委員会が、そういう諮問委員会、調査委員会を設置するというの機関決定があつて条例を提案するというふうになれば、私自身が提案することになります。その際には、予算を伴う条例提案ですから、同時に予算も出さなければいけないというのが自治法の規定ですので、通った後、予算をつけるということではなくて、条例提案するときには、併せて補正予算案を提案すると、こういう手続になります。

○【上村和子委員】 最後、私はもうこれしかないと思っています。ぜひ事務局長は、総務文教委員の中からそういう強い意見があつたと、第三者委員会をしっかりと立ち上げて、そして、その中でこの件はやってもらおうと、ちゃんと厳しくやってもらおうという形で取り扱ってもらいたいという意見があつたことをぜひお伝えください。これで私の質疑は長くなりましたが、終わります。

○【重松朋宏委員】 本日冒頭で事務局長がかなり長い報告をされましたけれども、本日話されたこと、それから前回と本日の委員会で質疑があつた内容を文書という形で、今後、議会に提示するということはできますでしょうか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 事務の流れについて、例えば投票事務要領など、そういうものについて、今後作成していきますので、それについて資料としてお出しすることはできますので、ただ、その時期が、選挙が4月になっていますので、3月議会にどこまでできるかというところも含めて、やはりタイムスケジュールを含めてやっていかないといけないかなと思っています。

○【重松朋宏委員】 事務の流れというのは、これからどうしますということだったら、3月議会までには提示できるということですか。問題は、むしろこれからどうする以上に、これまでどうだったのか。それが何に照らし合わせて不適切だったのかというものがないと、我々委員会としてもこの陳情をなかなか審査できないと思うんですけれども。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 不適切なものについて、どのような点がということと、経緯についてこれから、今回言ったこと以上に何かできるかどうかというのもなかなか難しいところであるんですけど、それについては文書にまとめて資料として出すことは可能でございます。以上です。

○【重松朋宏委員】 その場合は、選挙管理委員会事務局としてまとめた資料としての文書ということになるんですけれども、これを選挙管理委員会で確認した今回の事案に対する内部での報告書という形でまとめるというのは難しいですか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 委員会の日程等もあります。どこまでというのはあるんですが、この件について委員会に出して、その上で出したいというふうには考えております。以上です。

○【重松朋宏委員】 事務局でまとめるにしても、委員会で確認するということですね。でしたら、やはりきちんと委員会として確認された文書として、少なくとも3月議会の総務文教委員会までには出していただきたいと思います。そこで、その中に今回の事案に関連する法令というのは選挙執行規程だけですかね。関連するものについて。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 関連するものについては選挙執行規程、あと投票箱に関することについては公職選挙法、また公職選挙法施行令にも記載がありますので、その点の法律に基づいてということになってくると。

○【重松朋宏委員】 でしたら、資料としての文書の中には、関連する法令のどこが該当するのかということと、その条文についても記載を頂けたらと思います。いかがでしょうか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 出すとなれば、そのようにさせていただきたいと考えております。以上です。

○【重松朋宏委員】 そこで、さきの上村委員の質疑の中で出てきました、今回のこの問題の責任者が誰なのかというところについてちょっと確認したいんですけども、去年の参議院選挙1回だけの問題であるとすれば、関係してくるのは、先ほど選挙管理委員会委員長が開票責任者を兼ねているというようなお話がありましたけれども、これは恐らく開票管理者のことでよろしいでしょうか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 開票管理者です。

○【重松朋宏委員】 一方で、投票所での鍵の取扱いにも関連してくるので、投票管理者も関係してくるんじゃないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 投票管理者は投票所の秩序その他責任を全て負うことになっておりますので、関係はしてきますが、これについては事務局の責任のほうが大きいと考えております。以上です。

○【重松朋宏委員】 事務局というのは、選挙執行規程にある事務従事者ということでよろしいですか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 事務従事者もそうですが、私たち事務局がはっきりさせていなかったこともあるので、その辺のところも含めて、やはり私どものほうではないかなと考えております。

○【重松朋宏委員】 私は、選挙事務従事者は、イコール選挙管理委員会事務局の職員じゃないかなと思っていたんですけども、そうではない。選挙事務従事者というのはどなた。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 事務従事者は、あくまでもこちらから任用している職員であり、その職員が選挙事務を投票所でつかさどるというか、行っている事務従事者ということになります。

○【重松朋宏委員】 としますと、選挙執行規程には、選挙管理委員会事務局の役割というのは、たしか特に載っていないと思うんですけども、この件で事務局が責任を負うとなるとおかしな話になるんじゃないかなと思うんですが。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 責任を負うというか、そこに至ったことについての問題というのは、やはり事務局にあるのではないかなというふうに。

○【重松朋宏委員】 それは実質、投票管理者がどのように投票所を管理するのかということも事務局が助言しながらやっているということなので、実質的な責任があるということでもよろしいですかね。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 そのとおりでございます。

○【重松朋宏委員】 そこで、去年の参議院選挙1回の問題であるならば、一番の責任は選挙長にあると思うんですけども、この選挙長というのはどなたになるんですか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 あくまでも参議院選挙なので、これについては、選挙長というのは中央の選挙管理委員会になりますので、私どもとしては選挙管理委員会が責任ということになってくるというふうになっております。その中で投票管理者、開票管理者がその下にいますので、そういう形になるというふうに。

○【重松朋宏委員】 分かりました。選挙長というのは、参議院選においては中央選管のほうの選挙長になると。市の投票事務の長としての選挙長ではなくて、あくまで中央選管から委任されている市の選挙管理委員会として受けているということで、選挙管理委員会が機関として責任を負うということですね。分かりました。

先ほどの他の委員からの質疑の中で、ちょっと追加して何点かお聞きしたいんですけども、答弁の中で、押印の記載が平成23年（2011年）以降なかったというような答弁がありましたけれども、この押印というのは、封筒に押印がなかったということなんですか。それとも何らかのマニュアルの中に押印するということの記載が消えていたということですか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 これについては、投票事務要領の中に封筒の取扱いについての記載があって、その中に押印の関係が23年までは、23年にはあったんですけど、それ以降にその記載が削除されていたということでございます。

○【重松朋宏委員】 その投票事務要領というのはマニュアルのようなものですね。例規集には載っていないもので、その都度、微修正をかけて修正、修正されていっているような性格のものでしょうか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 そうですね。投票事務従事者がそれを参考に事務従事を行うための資料ということになります。

○【重松朋宏委員】 でしたら報告書、もしくは文書でのものに記載するかどうかは別として、どこかで見せていただければと思います。それから、今回の問題は開票所だけの問題ではなくて、投票時を含む錠前及び鍵の管理の問題だと思うんですけども、そこで、期日前投票についてどうだったのかという質疑に対して、今後こうしますという答弁があったんですけども、そもそも期日前投票時における錠前及び鍵の管理というのはどうだったのでしょうか。それも不適切だったということでしょうか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 期日前投票の封筒についても最終日に入れて、それについてやっていたので、毎日の中では封とか封筒に入れてという管理がされていなかったという状況ではございました。

○【重松朋宏委員】 期日前投票は6日間あると思うんですけども、その6日間の鍵の管理が封もされていなかったということで、これはかなり重大な、投開票日1日だけの問題ではなくて、6日間の鍵の管理は、より不正が入り込みやすい問題なのでかなり重大だと思うんですけども、この点について重大であると認識されているのかどうか、まず伺いたいと思います。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 それはもちろん管理が不適切だったというのは、こちらでもそのように考えております。

○【重松朋宏委員】 そこで、先ほど答弁の中で市役所の地下書庫に鍵だか投票箱だかを毎日管理するというような答弁があったんですけども、投票箱ですとか、鍵ですとか、秘匿にしないといけないものの在りかをこういう場で明らかにしてもよろしいんですかね。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 確かにそのように考えておりますので、今後について、保管場所についてももう少し考えていかなければいけないかなというふうに、確かに鍵とか保管場所について、あまり大ぴらに言うべきことではないかなということで反省しておりますし、保管場所については今後検討していきたいと考えております。

○【重松朋宏委員】 でしたら、もう既に陳情者のほうでも情報開示してしまっている面はあるんですけども、会議録からの削除、どこにという部分については削除していただけるよう委員長のほうにお願いしますが、いかがですか。

○【遠藤直弘委員長】 それでは、質疑の途中ですが、ここで休憩と致します。

午前10時57分休憩

◇

午前 11 時 13 分再開

○【遠藤直弘委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

質疑を続行いたします。選挙管理委員会事務局長。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 貴重なお時間を頂き、申し訳ありません。私の発言の中で、投票箱の取扱いについて……

○【遠藤直弘委員長】 ちょっと整理します。暫時休憩と致します。

午前 11 時 14 分休憩

◇

午前 11 時 14 分再開

○【遠藤直弘委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

質疑を続行いたします。重松委員。

○【重松朋宏委員】 私、先ほどの質疑の中で具体的な場所を私自身が発言して、これ自体、発言取消しの申出をしないといけなかなと思ってしまったんですけれども、選管事務局長としてきちんと確認しておきたいこととしては、投票箱及び鍵、錠前の管理については、施錠された秘匿された場所で確実に管理していくということによろしいでしょうか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 参議院選挙のときはそのようなことになっていましたが、今後については秘匿した場所、鍵についても、投票箱についても秘匿していきたいと考えております。以上です。

○【重松朋宏委員】 分かりました。今後しっかりと管理されていくという答弁だと思います。

そこで、質疑を通じて、この問題の責任は、やはり合議制の機関である選挙管理委員会に大きな責任があるのかなということを感じました。ですので、事務局長、もしくは事務局の職員が過剰に自分たちの責任だとしよい込む問題ではないなと思うんですけれども。

そこで、この問題を選挙管理委員会としてどこまで認識されているのか。先ほどの質疑の中で出てきました事務要領の中で、「施錠漏れの場合、選挙無効となる恐れもありますのでくれぐれも御注意の程よろしく願いいたします」という、この記述は事務局のほうで作成されたと思いますけれども、この認識が選挙管理委員会として全体で共有されているのか。今回は施錠漏れそのものではないですけれども、施錠する鍵の管理が執行規程からも外れていたし、かなり甘い状態にあった。しかも、上の鍵と側面の鍵と同じ鍵を使っていたというふうにもお聞きしていますけれども、これは、場合によっては選挙無効となるおそれもあり得るぐらいの重大な問題だと私は思うんですけれども、選挙管理委員会として、そのことは共有されておりますか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 報告は行っているのですが、その部分については認識されていると考えております。

○【重松朋宏委員】 選挙管理委員会としても、場合によっては選挙無効となるおそれもあり得る重大な問題だと恐らく認識されているということです。そこで、上村委員の質疑の中で第三者委員会、条例を基に立ち上げるということは可能だということが分かりました。この第三者委員会を立ち上げるとしたら、市長が条例を提案するとしても、これは選挙管理委員会の下に置かれる第三者委員会ということによろしいでしょうか。

○【妹尾法務担当課長】 おっしゃるとおりで、執行機関としての選挙管理委員会に置かれる第三者

委員会という整理で正しいかと思われます。

○【重松朋宏委員】 ということは、選挙管理委員会の中で、これはもう第三者委員会を立ち上げて、そこできちんと調査するという合意が必要だということだと思うんです。それは事務局が話せる話ではないというような答弁でしたけれども、選挙管理委員会に発議する、あるいは提案するというのは事務局からでもできるんじゃないんですかね。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 発議はできますけど、それをするかどうかはその全体の……。

あと1つちょっとよろしいでしょうか。先ほど言っていた選挙無効ということについては、そこまでの委員会の中での話はないので、一応不正な行為ということになりますので、そこについて選挙無効というところまでは至っていないというところで、選挙も確定しているところの中ではそういうことではないということで、一応訂正させていただきたいと思います。以上です。

○【重松朋宏委員】 そういうことだと思うんです。選挙管理委員会として、この問題の認識がまだはっきりしないところがあると思うんですけれども、少なくとも選挙管理委員会事務局としては、鍵の管理が規定どおり行われておらず、甘かったことによって仮に施錠漏れ、もしくは知らないところで開錠されていたりというようなことがあった場合、選挙無効となるおそれもあったぐらいの重大な事案だという認識はされていますでしょうか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 投票箱自体に何か異状があつてということで開けられたとか、そういうようなものがあつたとすれば、それはもちろん、それは犯罪行為でもありますし、それであれば選挙無効ということにもなりかねないと思いますが、今回の件については不適切な扱いということと、あと、私どもとしても移動については警察官も乗っていますし、その中でやっていますので、投票箱についてはちゃんと運ばれてきたというふうに認識しておりますので、その点については不適切な扱いということで認識しています。

○【重松朋宏委員】 だから調査が必要だと思うんです。鍵の管理が規定どおり行われていなかったというのは、昨年の参議院選挙だけではなく、恐らく10年以上前からそうだったわけじゃないですか。で、しかも、投開票日1日だけではなくて、その前の期日前投票の期間も含めて、少なくとも10年は錠前の鍵の管理が甘かったというところまでは分かっているわけで、管理の甘い鍵によって開錠されていたというような、もしそういうことが明らかになったら、それこそ本当に選挙無効となるおそれ、——おそれですけども、となるような事態になるんじゃないかなと思うんです。それぐらいかなり実は重大な問題じゃないかなというふうな認識を私は今持ってきているところなんですけれども、そういう認識を少なくとも事務局としてはお持ちなのかどうか伺いたいと思います。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 はい、そのとおりでございます。

○【重松朋宏委員】 そこで、私も現時点ではきちんと第三者委員会を立ち上げたほうがいいんじゃないかなという考えに傾いているんですけども、ただ、そうにしても、いきなり、もう第三者委員会に投げてしまうのではなく、まず、選挙管理委員会としてきちんと内部調査して見解というのを出すべきだというふうに思います。

そこで、先ほど法務担当課長のほうから答弁がありました。議会の下で、議会の調査権の中で外部の委員を入れるという方法と、それからもう1つ、職員で調査するというのがありましたけれども、これは市長部局の職員が選管の職員とともに調査するということができるということなんではないでしょうか。

○【妹尾法務担当課長】 兼務をしていない限りはできないと思われます。選挙管理委員会はやはり独立性の原則が非常に強いので、市長部局の職員がそれに介入するということになってしまいます。

○【重松朋宏委員】 逆に言いますと、兼務すればできるということですね。ただ、兼務するという場合には、これも条例によらず事務通達といいますか、事務的に兼務するようなことを決定すれば、市の職員が、相応の人が兼務した選管職員として調査に当たることができるかと解釈してよろしいですかね。

○【藤崎行政管理部長】 私どもの人事上の辞令・発令行為という形で行うのかなというふうに考えております。（「人事措置を要請するということの意思決定がなければならない」と呼ぶ者あり）

○【遠藤直弘委員長】 行政管理部長、もう一回、言い直してもらっていいですか。

○【藤崎行政管理部長】 まず、選挙管理委員会の内部でそのような方向性を決めていただいて、市長部局のほうに人事上の要請といいますか、そういったものを出していただいて、それで人事上の発令と辞令を交付するというような形で行うという形になろうかなと考えております。

○【重松朋宏委員】 もちろん、当然選挙管理委員会のあずかり知らないところで勝手に市長が頭越しに発令してしまったら、それこそ大問題になると思いますので、いずれにしても機関としての選挙管理委員会として調査するにしても、選管の内部調査なのか、辞令によって市長部局から兼任という形で応援要請しての調査なのか、あるいは条例設置による第三者委員会なのかということ、方向性も最終的には選挙管理委員会のほうで決定するということによろしいでしょうか。最後の確認です。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 選挙管理委員会のほうでの決定になると思いますが、そうなると思います。

○【稗田美菜子委員】 丁寧に質疑された委員がたくさんいらっしゃるの、簡潔に伺いたいと思います。これまでの御答弁の中で、投票事務要領などを変えるといった内容がありましたけれども、それは、つまり、これまで不適切だった管理については通達等が、主に事務連絡等に不備があって、そこが徹底すれば解決していくと見通しをされているのか。どのようにして投票事務要領などを変えていくということに至ったのかお伺いいたします。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 まず、選挙の場合に、事務従事者を含めて投票事務要領に基づいて主任、副主任というのを任命しまして、その方に説明をしております。その段階で投票事務要領に基づいて説明しますので、そこでまず丁寧な説明をして、あと今回については、次の選挙についてはそういうこともありますので、当日、例えば連絡事項とか、そういうことも含めて丁寧に対応していくということはあると思います。つまり、朝であれば、朝に1回そういう連絡を入れたりとか、メールとかもありますので、そういうものを各投票所に入れて、終わったときのあれも必ずその確認を、立会人、管理者、主任、副主任で確認をして、出る前にちゃんと確認をしてやってくださいみたいなことはやれるようにしていきたいと考えております。以上です。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。事務的にはそういうところの改善点があるということで、そういうところについて着手していくというふうに判断をしているということでもいいんですかね。それが全ての原因と理解しているわけではなくて、それも1つの原因になっているのではないかとしたこと着手をするということによろしいですかね。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 そのとおりでございます。

○【稗田美菜子委員】 押印の記載については、2011年（平成23年）のときには記載があったと、封緘のことですかね、多分、押印と言っていたので。けれども、例えば記名についてとか、鍵を別々にするという規則に基づいたやり方がいつからできていないかということは、現段階では分かっていないということによろしいですかね。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 それ以前であるということは分かりますけど、いつからというのは不明でございます。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。また同時に、封緘の印について、封緘のところについては、2011年には記載があったけれども——記載があったでいいんですよね。すみません、記載があった。そこから記載がないんですか。ごめんなさい、確認のため、いつからないのかお伺いいたします。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 私どもが調べた中では、事務要領の中に封筒の絵が描いてありまして、印のあれがあったというところで、ここに印を押してくださいというのが次の年からなくなってきたというところに、省かれてしまったというところになってきているというところなんです。それが私たちが調べた結果でございます。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。2011年の段階では事務要領の中には記載があったけれども、その次の選挙のところからは記載がなくなっていて、そこで記載がなくなった理由については現段階では分かっていないということで、念のため確認させていただきますが、よろしいのかどうか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 調べた結果、原因については不明でございました。以上です。

○【稗田美菜子委員】 分かりました。そうすると、やはり事務手続上だけではなくて、他の委員も多く述べておりますけれども、なぜなくなったのかというところが大事なんだと思うんです。その原因がきちんと、なぜなくなったのか、どういう理由でなくなっていたのか、どういう理由で省かれていったのかということを含めたら、これまでの経緯が明確に分かっていかないと、速やかに開票をしてくださいということは、議会の中でもたくさんの意見があったと思います。そこに重きが置かれた結果なのか、それとももっと別の理由があったのか。そもそもこの規則そのものですよね。選挙の規則を定めているもの、例えば投票箱の鍵の送付とかが入っている、この執行規程そのものが現代の選挙執行について全く合っていないものなのか。そういう判断がまだ全くなされていないと思いますので、ここについてはきちんとこれから、まだなされていないと私は思うんですけれども、こういうところについての検証はされてきたのかどうかお伺いいたします。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 選挙執行規程については検証というか、どういう理由でというところも含めて、やはり法律に合致して、その中の補完ということで執行規程の中でやられているということになるので、それについて直すとか何とかということではなくて、例えば鍵が左右横にあるのと上に分けているというのは、それなりの理由があるということも含めて理解しておりますので、その中では疑う余地はないかなというふうには思っています。

ただ、今後、例えば他市とか、そういうところを含めて確認した中で、どういう形がということはあるんですけれども、それが例えば事務を軽減するために後退するようなことがあってはいけないということもあるので、それについては、今の状況からよくなるかと、悪くはできないので、そういう形にしていきたいということになってくれば、今のものをベストの形でやっていくことがまずは必要じゃないかなと考えております。

○【稗田美菜子委員】 そうすると、ごめんなさい、今のお話だと、選挙執行規程については法令に基づいているものだから変えるものではない。けれども、事務執行をこれ以上時間をかけてしまったり、煩雑になってしまっているから、現段階のルールを徹底していく。つまり、鍵は3つに分けるのではなくて、1つの封筒に入るとか、封はするとかしないとかというのはあれですけども、そういったことをこれまでどおりの方法を徹底するというような方向で今後いるという理解でいいんですかね。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 今までのではなくて、選挙執行規程に基づいた形に直していった、その中でどのようなことが、例えばそれによって時間がかかってきたとか、今、8時に終わって、9時に開票を始めるわけです。だけど、それが例えば投票箱が3つとか、例えば衆議院とかになると、その間、時間がかかってきて、なかなか間に合わないということになってくれば、そういうところも検証の中では、例えば開票を9時半から始めるとか、そういうことの検討、逆にそういう検討も必要であるし、そういうところを含めてやっていかれて、開票時間の始まりというのは、こちらで決めることというか、選挙執行計画で決まることなので、その中ではそういう時間的なところで、事務従事者に対して負担にはしてはいけないので、それによって例えば早く出なきゃいけないということも含めて、なかなか大変なことになってくるということであれば、そういうところの変更もしていかないといけないかなというところの検討を、選挙をやっていく中でいろいろヒアリングとか、そういうのをやっていて検討していかないといけないと考えております。以上です。

○【稗田美菜子委員】 これから先のことについては、そうだと思います。ただ、それをしていくためにもこれまでの、どういったことが起きていたとかという徹底した事実の解明がやっぱり必要だと思うんです。じゃないと何となくなくなって、何となく今の形にいますということでは今のところ分かっていないと思うんです。その理由が明確ではないんだと思います。そこについて徹底的に解明するべきで、そこが分かって、初めて改善点とか改良点が見えてくると私は思うんですけれども、そこについてはこれから先、選挙管理委員会として、現段階ではきちんと取り組んでいると私は思っていないんですけれども、これから先、取り組んでいくのかどうかお伺いいたします。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 努力はしていきます。

○【高原幸雄委員】 それでは、何点かお伺いしたいと思います。先ほど上村委員と重松委員からも話がありましたように、この間のいろいろな不正常な手続で選挙事務が行われていたということの中で、陳情者も指摘している中で、この陳情書の中にも書いてあるんですけど、11月15日に事務局長を訪ねたところ、直近の都議選まではちゃんとやっていたと思うという回答がされて、それまで指導的立場にあったベテラン職員が病気でいなくなったため、行き違いが生じてしまった。目が届かなかったということも話をしているということなんです。今回、改めて陳情が出されて、そういう実態が明らかになっているんですけれども、私、期日前投票のことでも鍵の保管、あるいは投票箱の保管についても選挙実務の規程に基づかないような処理の仕方がされていたことがあるんです。それは、例えば令和3年10月31日執行の衆議院選挙のときにも報告書の中で、これは事務局で作った報告書だと思うんですけれども、投票終了後、必ず投票箱の施錠確認をお願いしますと。昨年、ほかの自治体において、投票終了後、投票箱の南京錠が施錠されておらず、開票開始時間が遅れてしまうという事例も発生しておりますと。施錠漏れの場合、選挙無効となるおそれもありますので、くれぐれもという、こういう文書までつけられているわけです。そういうふうに認識していながら、その後、施錠の在り方や鍵の保管の問題は改めて、いわゆる国立市選挙管理委員会事務局としてもきちっと再確認をするべきことじゃなかったかというふうに、自分たちで述べているわけだから、その辺はどうなんだろう。いわゆる自浄作用に関わる問題として、そういうことはされていないということなんですか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 されておられません。ということで、一応視察等とか含めて、そういう疑義が生じたことがあったので、そういうことを含めて、そういうことのないようにということの注意喚起ということで入れさせていただいたというだけのものです。ですから、それ以外のこと

について、私どもでその確認というところまでは至っていなかったというところではあります。

○【高原幸雄委員】 それは何でなんですかね。つまり、通常どおりやられていた、通常というのは今までどおりやられていたということの認識で、そういうおそれがあるということも自覚していながら、それがきちっと点検されていなかったというのは、いわゆる選挙事務の取扱いとしては不正常だということには気がつかなかったということなんですかね。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 そうですね。そのような形でやっていたので、ちょっと気づきができなかったということでございます。

○【高原幸雄委員】 本来、この文章を作った報告書というのは、これ事務局の名で出ているんですよ。選挙管理委員会の委員長は、これは全部目を通していらっしゃるんですか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 その文章は報告書じゃなくて、事務要領の中に入っているものです。ですから、事務要領はあくまでも事務局が作っているものなので、委員会に出しているものではないです。ですから、事務の説明をするために使っていたものでございます。

○【高原幸雄委員】 だから事務要領にしても、選挙管理委員会事務局の中でそういうことが共通の認識として確認されているということですよ。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 そうです。そういうことで事務局の中では事務要領を全員で作成しているの、そういうところでは認識しているということです。ですから、その中に鍵の件については漏れていたということになります。

○【高原幸雄委員】 そうするとやっぱり、なかなか今までの長い期間にわたって不正常的な形で鍵の取扱いや投票箱の管理という点で、あるいは開票に当たっての事務の流れ、作業についてもきちっとした施錠と鍵の保管、あるいは押印がされていなかったという問題は、これは一般的に言えば、悪なですよ、ある意味ではね。なぜそこにメスが入らなかったのかというところが問題で、これは定期的に選挙の開票や期日前投票の投票箱の保管の問題や、そういうものをきちっと法令で示されているような基準に基づいて点検をしていく、こういう事務の流れというのはないんですか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 問題にあったこととか、苦情についての問題意識はあるんですけど、そこについて、改めて確認するということは今までなかったというふうに、私が来る前からそういうことがなかったということです。ということになってくると思います。

○【高原幸雄委員】 それはやっぱり間違いはないという思い込みの下でそういうことをやられてきたのかもしれませんが、ある意味で指摘されたことについても自浄作用が働かないという点では、外部のいわゆる第三者委員会なり、そういうものを立ち上げてきちっと議論していくということは、1つの今後の正常化を目指すやり方としては考えられるんじゃないかと思うんですが、局長はどんなふうに考えますか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 私としてというよりは、委員会の意向となるので、委員会の中で議論すべきことだと考えております。以上です。

○【高原幸雄委員】 委員会の中でというふうに、もちろん委員会の中で議論してもらえばいいんですけど、そういう問題、先ほどこの委員会の開会に当たっての、その後の事務局長の経過報告の中では、選挙管理委員会にこの事態について全然報告されていないという、陳情の提案された問題と中身については全然選挙管理委員会に報告されていないという経過報告がありましたよね。だから、そういう問題意識を持ってなかったということなんですかね。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 報告はしております。その前にも管理執行上の問題ということ

で総務省のほうに報告をしていますし、投票の件については、そういうことも委員会の中で報告していますから、その中で、今回のことについては、今後は正していくということでされておりますので、そういうところでいけば、報告はされているということになります。

○【高原幸雄委員】 ちょっと私の言い方がまずかったので、それは訂正しますが、報告はされているんだけど、陳情が提案された内容について、どういうところに問題があって、今後、選挙管理委員会としてどういう議論が必要だということはされていないんですね。提起はね。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 陳情については、継続審査になっているということも含めまして、今回は報告だけということで、それ以外については、今後の対応ということになってくると考えております。今後、選挙が迫っておりますので、それについての確固たるというか、確実なる選挙執行に向けての、例えば事務要領だとか、そういうものを含めてやる中で、その件については報告をそういう形にしていけないといけないかなと考えております。そういうものが確定した段階で報告していくことは必要だと考えております。私のほうがですね、ということです。

○【高原幸雄委員】 だからそういう意味で、陳情が提案されて、指摘事項があって、その改善に向けて、やっぱり受け止めが、選挙無効という事態にはなっていないんだけど、それに準ずるぐらいのという書き方を、言ってみれば陳情者のチラシの中でも指摘をされているんです。けれども、そういう認識には至っていなかったということですかね、結論的には。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 参議院選挙にしてみれば選挙無効とはなっていないということも含めて、投票箱の管理はあれですけど、異状はないということで、選挙が無事終わったということに、無事とは言わないのかもしれないですけど、一応確定したということになっておりますので、その点については、特に選挙無効とかということではないと考えております。以上です。

○【高原幸雄委員】 たまたま選挙無効という事態にならなかったという、結果として、今までもそれですと来た、こういうことというのはある意味、選挙無効となるおそれがあるということが結果として出た場合には大変な事態になるわけですから、そういう意味では選挙実務に当たる選挙管理委員会、あるいは選挙管理委員会事務局は、常に市民の投票権、投票の秘密をしっかりと守るという点では、その仕事に携わっているという点では大変大きな実務に対する自覚というか、正確な実務を行っていくということは当然求められているわけですけども、そういう点で、自浄作用という点では十分に働いていない、機能が発揮されていないと思いますので、第三者委員会なりを立ち上げてしっかりと議論して、生活保護の不正取扱いの問題でも、しっかり庁内で議論して是正をしていくという方向性を明らかにして、どこにどういう問題があったのかというのが議論されて、今後の正常に向けた取扱いを行っていくという方向が示されたわけですけど、そういうことをやっぱり、これは人間の行動ですから、あるいは組織ですから、全く誤りが起きないとか、そういう不正常な形のやり方があり得ないということはないわけですね。いうことで思えば、当然第三者機関なりで十分な議論が必要じゃないかと思うんですけど、その辺はどうですか。あまり考えてないかな。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 意見はお伺いして、それについては委員会のほうでも報告はさせていただきますが、それを立ち上げる、立ち上げないも含めて、委員さんの御判断ということになってきますので、それについて、こちらもそのことを判断するためのいろいろな資料を含めてやっていくことはありますが、あくまでも最終的な判断は委員会ということになると思います。以上です。

○【小口俊明委員】 それでは、何点か伺います。まず、選挙管理委員会、そして事務局の事実認定

ということで、先ほど来、他の委員も繰り返し事実の確認も含めて質疑をされているところだろうなと思います。私からもその再確認も含めてですけれども、この陳情書の1ページ目の下から3行目、「しかし」から始まる段落、次の2ページにもわたっています。段落の最後のところを読むと、「投票箱を開票台に置くまでの、開票所への搬入作業の一切に開票立ち会い人を立ち合わせていなかった」。ここまでのところですよ。ここで陳情者が指摘をしているところでは、大きく言うと、鍵の取扱いが不適切であったというところ、これは錠前と鍵を別々に封筒に入れて、またそれは封印をして封緘印を押すというのが規定どおりできていなかったという指摘。それからもう1つの大きな部分では、後段のところに、この段落の後ろのところに、「投票箱を開く前の検査も、開票立ち会い人に立ち合わせて投票箱や鍵の異状の有無を検査する前に、開票所スタッフが何のチェックもしないまま」という記載があります。この大きく2つ、これも含めて、これは適切な事務執行ではなかった。こういう事実認定であるという理解でよろしいですか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 鍵についてはそのとおりで、ただ、スタッフが鍵自体かかっているかどうかのチェックはしておりますので、それ以外のことについて、あと立会人については、私のほうで説明不足であって、本来であれば、開票前に投票箱の異状なしの確認をしなければいけない部分であったのを、そのときにそこで説明不足のためできなかったということであれば、そのとおりでございます。

○【小口俊明委員】 分かりました。そうすると、先ほど冒頭でしたか、選挙管理委員会事務局長が今後の対応ということの中でおっしゃった内容で、鍵のところは聞き取れたんですけれども、立会人の一連の流れ、開票のときの確認作業、これも含めて、今後は規程に基づく事務執行になるように対応されていく。こういうことまでおっしゃったのかどうか確認したいと思います。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 立会人については、開票作業が始まる前、9時に始まるとすれば、その前に鍵の状況、あと錠前の状況、それを含めて投票箱の異状がないかの確認をしていただいて、その上で開票の準備にかかっていくということで、確認が終わった段階で鍵を出して、9時に開票管理者、選挙長の合図の下、始まると、そこで鍵を開けていくという作業になります。その前に確認は確実にしていただくように致します。以上です。

○【小口俊明委員】 そのことを投票の事務要領の中に書き込んでいくと、そういう理解でよろしいですか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 これについては開票事務要領になるんですが、実際には、開票立会人の説明の中に入ってきますので、開票立会人の説明のときに必ずその部分も入れて、なおかつ説明をして、最終的にはこちらの事務局なり、事務従事者が案内をして確認をしてもらうという流れになっていくことになります。以上です。

○【小口俊明委員】 今のお話だと、開票事務要領とは別に、立会人に対する説明文書があるということになりますか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 開票立会人の説明のときに文書は渡しております。それで、事務の一連の流れを説明しておりますので、そのような中にもう少し詳しく入れさせていただきたいと考えております。以上です。

○【小口俊明委員】 ということは、別に文書があって、開票立会人に説明をするときの文書、これがこれまではそこまでの規程に基づいた段取りが記載されていなかった。今後はそれを記載する、そういうことでしょうか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 投票箱の異状についての確認はあったんですけど、それ以上のものがなかったので、そこについてもう少し詳しくこういう状況でということも含めて記載させていただいて、それに基づいて当日も案内させていただきたいと考えております。以上です。

○【小口俊明委員】 それは法律、そして規程に基づく手順というものを明記する、そういうことでよろしいですか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 そのとおりでございます。

○【小口俊明委員】 分かりました。それは確実にお願いしたいところであります。また質疑をするんですけども、先ほどの御答弁だと、法律に基づいて、規程はこの法律にのっとって正しく規程は決められていると。その上で具体的な事務を行うに当たっての投票事務、開票事務の事務要領が法と規程とは食い違う部分がある時期から生じていたと、そういう理解でいいですか。要領が違っていたということなんですね。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 要領が違って、それに基づいて事務執行されていたので、それについて省かれた部分があったということでございます。

○【小口俊明委員】 これが非常に問題の本質の部分に近いところにあると思っているんですけども、これを今回、こういった陳情によって指摘があって、これを正していくというところはよろしいかと思うんですけども、今後において、こうした法律や規程に基づいた事務要領、この事務要領が確かに法律や規程に基づいているもの、それに反するものでないという、その確証を今後においてどのように位置づければいいのかというのが、そこもしっかりしておかないと、また、いずれ時間が経過していく中で、今回のような事態に戻ってしまうということのないようにしっかりと歯止めをかけなきゃいけないんだろうなと思うわけでありまして、その辺のところのお考えは何かありますか。どういう要領の改定、あるいは定期的にチェックするとか、何らかの手段を講じておかないと、いずれまた時間がたったときに心配だなと思うわけでありまして、その辺について、事務局長は何かお考えがありますか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 事務要領についてはやはり確固したものを、ベースにしたものを作って、それを毎回使っていくということになることと、あとは私も長く、今後何年もあれるわけでは、替わることもあるので、そのときに引継ぎ事項その他も含めて、やはり公職選挙法施行令、規程に基づいてやるための中で、こういうこともあったということも全部含めて引継ぎをした中で、常日頃から確認作業が必要だということをこれからは継承していきたい。選挙については、なかなか毎年あるときもあるし、多いときもあれば、少ないときもある中で期間が空いてしまうこともあるので、そういうことも含めて、そういうことがないようにしていきたい。自分自身もそうですし、これから来る人も含めてやっていきたいと考えております。以上です。

○【小口俊明委員】 そういった対応も考えていらっしゃるということなんですけども、先ほどの他の委員からの質疑に対して、事務要領というのは、あくまでも事務的な文書であって、委員会には報告等しないというような御答弁もあったんですけども、これはここまで非常に重大な状況になってくると、事務要領として委員会に承認を得るというような手続を踏むというわけにはいかないのでしょうか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 事務要領についてはなかなか、期間が短い選挙もありますし、その中で作成しているものもありますし、大変な部分もあって、あと委員会の中でタイミングもあると思うので、ただ、確かに資料も含めて報告事項の中でいろいろなことも含めて報告していかないと

いけないというところがありますので、ちょっとこの辺については検討と努力をしていきたいと考えています。以上です。

○【小口俊明委員】 ぜひ選挙管理委員の目を通じて確認をするというようなところまで含めて検討していつてもらいたいと思います。それから、また別の質疑を致しますけれども、先ほどの事務局長の御報告の中で、いずれの時期でこういう状況になったのかも含めて調査を継続しているようなお話がありました。今、調査をしようとしている項目をもう一回改めて、何と何を今調査していて、それについて結論を出そうとされているのか、項目を挙げてください。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 調査というか、今いない方も多い中で、どこまで聞き取り調査ができるかということも含めてなんですけど、もう少し深く資料も含めて探していきたいということと、それに併せてどういう理由でそういうふうになったかということところが突き詰められればいいと思うんですけど、現在の中で、選管の元職員という方もなかなかいないところで、聞き取りも難しい状況であるので、そこも含めてどこまでできるかということを検討というか、できる範囲でということになってしまうんですけども、やっていきたいと考えております。以上です。

○【小口俊明委員】 ということは、事務要領が変わった時期及びその理由、それについて調査をするという理解でよろしいですか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 そうですね。事務量が変った時期もそうですし、それは押印の関係だと思うんです。それ以外に、例えば鍵の管理だとかそういうものを含めると、もっと以前の問題になってくるので、なかなかそこまで調査が及ばないのかなと考えております。ですから、できる範囲でということにはなってきたと思うんですが、努力はさせていただきます。

○【小口俊明委員】 できる範囲ということで、調査する項目は、いずれかの時期から要領が変わったのか、そしてなぜ変わったのか、このことについてできる範囲で調査する、そういう意味でしょうか。

○【玉江選挙管理委員会事務局長】 そのとおりでございます。

○【小口俊明委員】 分かりました。

○【遠藤直弘委員長】 質疑を打ち切ります。小口委員。

○【小口俊明委員】 発言の許可を頂きました。先ほど来、事務局長からの報告に基づいて各委員が質疑を致しました。ここで、私は、この陳情に関しまして、継続審査をしてはどうだろうかというふうに発言をさせていただきます。理由としては、事務局長の御発言にもあったとおり、まだ調査中の項目もあるということ、そしてまた、先ほど来の委員の質疑に対応して、事務局長の御発言で、これまでの経過を今後文書化していくというお話もありました。また、事務要領の改定というところも今取り組まれているという様子であります。こうした一連のことも見ながら、我々も今後判断していくということもあろうかと思っておりますので、継続審査を発言させていただきたいと思っております。

○【遠藤直弘委員長】 ただいま令和4年陳情第28号につきまして、継続審査を求める申出があります。

ここで、継続審査についてお諮りいたします。本陳情を継続審査とすることに賛成する方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数。よって、本陳情は継続審査とすることに決しました。



○【遠藤直弘委員長】 以上で本日の案件は全て終了いたしました。
これをもって、総務文教委員会を散会と致します。お疲れさまでした。

午後 0 時 5 分散会

国立市議会委員会設置条例第29条の規定により、ここに署名いたします。

令和5年2月3日

総務文教委員長

遠藤直弘